

**「世田谷区子ども条例」の
改正にあたっての考え方について
(答申)**

令和6年3月

世田谷区子ども・子育て会議（子どもの権利部会）

はじめに 答申の取りまとめについて

世田谷区は今から２２年前の平成１３年１２月に、都内で初めて「世田谷区子ども条例」(以下、「条例」という)を制定しました。条例制定の目的は、子どもの権利条約(１９８９年国連採択、１９９４年日本批准)の権利内容を自治体において保障することです。世田谷区の子ども施策は、権利の主体である子どもの視点(子どもの最善の利益)を意識して展開され、次のような成果を見せてきました。

第一に、変化する状況の中から、今を生きる子どもが直面している課題を捉え、解決しようとする志向が強く働いてきたことです。そして、国や他自治体に先駆けて、子どもの権利に基づく解決を可能にする質や仕組みを伴った施策を実行し、子どもの権利の視点に立った施策の全国的なスタンダードを形作ってきました。

第二に、こうした過程において、公的社会資源を生かした施策展開や、子どもＮＰＯなど市民の力を発揮する場をつくり出すなど、言わば行政の責任と地方自治の力を高めることで、質の高い支援を実現してきたことです。また、課題に応じて検討会等を設置し、開かれた話し合いをとおして計画書・報告書等にまとめ、考え方を深めてきました。

今回の答申には、こうした報告書からの学びが数多く反映されています。

以上のような世田谷区のもつ強みをさらに推進するために、条例改正に向けた話し合いは進められてきました。子ども条例をバージョンアップさせていくうえで、今回の答申が大切にしたいことを二点挙げておきます。

第一に、子どもの権利を子どもの生活の場・学びの場・支援の場において具体化するために、子どもに関係するすべての人(庁内外の部署や組織等を含む)が、子ども条例を子ども支援や施策に取り組むときの根拠として共有し、実践的に活用できるものにしていくことです。

第二に、何よりも子どもや若者自身が、子ども条例を通して、子どもの権利をもっとも大切に身近なものであることを認識できるようになることです。一人ひとりの子どもが、日々の生活や学びの場で生かすことで、子どもらしく・人間らしく・自分らしく生きていくことができるようになることです。

今回の答申の取りまとめには、子どもや若者、審議会委員の声はもとより、これまで世田谷区の子ども施策を牽引し、つないできた方々の思いが深く流れ込んでいます。これをもとに、世田谷区子ども条例の改正と、条例に基づく子ども施策の展開をお願いしたいと思います。

令和６年３月

世田谷区子ども・子育て会議 会長 加藤 悦雄

目次

はじめに	1
目次	2
子ども条例の改正に向けた基本的な考え方	3
第1章 総則	9
第2章 子どもの権利	14
第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり	18
第4章 基本となる政策	23
第5章 子どもの権利擁護	31
第6章 推進計画・推進体制・評価検証	37

参考資料

・参考資料1	諮問文	40
・参考資料2	世田谷区子ども条例(現行)	41
・参考資料3	世田谷区子ども・子育て会議 同子どもの権利部会委員名簿	45
・参考資料4	子どもの権利部会開催状況	49
・参考資料5	子ども・若者への意見聴取実施概要	50

子ども条例の改正に向けた基本的な考え方

世田谷区では、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力をあわせ、子どもが健やかに育つことのできるまちをつくることを掲げ、平成１３年１２月に「世田谷区子ども条例」を東京都で初めて制定しました。そして条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、平成１７年度から、２期１０年にわたる「世田谷区子ども計画」を策定し、子ども・若者政策を推進してきました。

当会議では、これらの流れを踏まえて子どもの権利部会が中心となって子ども・青少年協議会小委員会の協力も得ながら条例の今後のあり方について議論を重ねてきました。これに加えて、条例の対象となる子ども・若者を対象に、子ども・青少年会議、小中学生アンケート、若者アンケート、ヒアリング、インターネットページを活用した子ども・若者の声ポスト等様々な子ども・若者から様々な方法で意見聴取を実施し、子ども・若者を取り巻く現状と課題を分析してきました。当会議では、これらの議論・分析から昨今の子どもたちの変化や子どもたちをめぐる社会情勢の変化を踏まえて条例を改正すべきとの結論に至り、条例の改正に向けた基本的な考え方を以下のとおり、整理しました。

（１）条例改正における基盤となる視点

条例の改正の基本的な考え方を検討するにあたって、まず前提とすべき条例における基盤となる視点を検討しました。

方向性

- 条例を改正する目的は、家庭等にとどまらず、子どもが多様な人々との関わりや場面を通じて、「自分の意見を聴いてもらえている」、「自分の意見が尊重されていること」を実感できる社会の実現を目指すことです。そして世田谷区に暮らす全ての子どもが持つ一人ひとりの力が社会の中で育まれ世田谷の地域の一員として、ともに歩んでいける地域にしていくことが求められます。これらを実現していきながら世田谷区で「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指すことが必要です。
- 「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指す「世田谷区子ども条例」は、社会情勢や区を取り巻く環境が変わっても、世田谷区で生活する全ての人々にとって子どもの権利保障に取り組む際の指針となる

べく普遍的な理念であることが求められます。

○条例が目指す子どもの権利が保障されるまち（地域）は、子どもはもちろんのこと、世田谷区で生活する全ての大人も、誰もが生き生きと暮らすことのできる、持続可能な世田谷のまち（地域）である必要性があると考えます。

○条例は、子ども・若者に関わる区民や事業者が、子育てや支援等で悩んだ際に、確認し、最終的な拠り所、立ち返る原点となるよう、具体的な子どもに対する支援、計画立案や施策を実施するうえで大事にしなければならない、基本的な理念を定めるものとします。

○条例は、まち（地域）や社会が、どのような状況においても子ども・若者に関心を寄せ続け、応援団でいられるようにするために、その理念を広く区民や事業者等に、共有し続けていく必要があります。そのため、条例においてこれからの取組みを具体的に規定する必要があります。

（２）条例改正の全体像

次に条例の改正に向けて、名称や形式、「子どもの権利」の位置付けなどの条例改正の全体像について検討しました。

条例の名称

方向性

○子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正される条例を活用して「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目標とするのであれば、「権利」という文言を含めた条例名称に変更が必要であると考えます。他自治体の条例を参照すると、その多くは「権利」の文言を含めた総合条例となっています。

○令和５年度に実施された小中学生への「世田谷区子ども条例」の認知度に関する調査では、「知っている」と回答した小中学生が２割程度という結果が出ています。このような状況を踏まえて、今回の条例改正において名称変更をすることでの混乱や影響は少ないと考えます。また、認知度が低いことに関して、名称変更を契機に広報・啓発活動を促進することで、認知度を高めていくことができると考えます。

- これらの議論を踏まえて、今回の条例改正において「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」もしくは「世田谷区子どもの権利に関する条例」などに名称変更することを提言いたします。

条例改正の形式

- 平成13年12月に、23区で初めて制定した「世田谷区子ども条例」ですが、普遍的と考えられる制定当初の条例の趣旨を引継ぎつつ、20年間で生じた子どもたちや子どもたちを取り巻く社会情勢の変化を踏まえ改めてバージョンアップさせていくという考えのもと、全文改正や新たな条例制定ではなく、一部改正とすることが望ましいと考えます。
- 改正にあたっては、子どもにも分かりやすい条例となるように、これまでと同様に「です・ます調」とふりがなの規定を引き継ぐとともに、可能な限り、平易な言葉を使用し、すべての区民に対してより一層、理解しやすく、親しみがもてる形式にする必要があります。

条例における子どもの権利に関する位置付け

- 国連の子どもの権利条約、こども基本法、東京都こども基本条例などにおいては、子どもは、未来への希望であると同時に、生まれながらに権利があり、今を生きる権利の主体と明確に位置付けられています。しかしながら、現行の条例には、子どもの権利の規定がなく、国連の子どもの権利条約の批准・発効を契機にこども基本法や東京都こども基本条例が制定、施行されたことを鑑みると、これらの法令において大原則とされている子どもの権利条約における4つの一般原則について一切触れられていないことは問題があると考えます。
- 改正にあたっては、国連の子どもの権利条約、こども基本法、東京都こども基本条例を踏まえ、条例の中に子どもの権利条約における4つの一般原則をしっかりと明記し、第2章に世田谷区が基盤とすべき「子どもの権利」を定義づける必要があると考えます。
- 国連の子どもの権利委員会では、子どもの権利条約における4つの一般原則を示しており、相互に補完し作用するものとされています。改正にあたり、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」という改正の目

的や子ども・若者の現状から、子ども・若者が自身の権利を知り、施策や実践において、最善の利益の実現と意見表明を地域の中で着実に実現することが必要であるとの考えから、下記の４つの一般原則を明確に規定する必要があると考えます。

- ・差別の禁止（子どもの権利条約第２条）
- ・子どもの最善の利益（子どもの権利条約第３条）
- ・生命への権利、生存・発達の確保（子どもの権利条約第６条）
- ・子どもの意見の尊重（子どもの権利条約第１２条）

○世田谷区が基盤とすべき「子どもの権利」については、子どもの権利条約における４つの一般原則に加えて、世田谷区の子ども・若者の現状と課題を踏まえ、それ以外の権利を個別に規定することも求められます。そうすることで、世田谷区における今の子どもたちが直面している課題に対して、子どもの権利の視点から光を当て、子どもの権利保障に向けて網羅的かつ具体的に対応することが可能になるからです。

(3) 前文

前文は条例の意義や理念、必要性などが記載され、条例の周知などにも大きな影響を与える部分と言えます。条例改正にあたっての前文の方向性や前文の検討プロセスなどについて、議論を深めました。

○現行の条例では、以下の前文が規定されています。

【現行の条例】

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性をはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

方向性

○子どもは、未来への『希望』という表現は「大人側から見た一方的な子どもへの期待」と捉えられます。「子どもは、生まれながらにして、今を生きる権利の主体である」ことをしっかりと規定すべきです。条例改正に際しては、前文においても、「国連の子どもの権利条約に則り」といった総則的な文言が必要であると考えます。

○世田谷区子ども・青少年協議会「若者の参加・参画を推進するための地域拠点づくりについて 報告書」(平成 27 年 4 月)では、若者を問題の根源として見るのではなく、問題解決のパートナーとして捉える若者観の転換を提示しています。子どもはおとなとともに社会をつくるパートナーであるという視点が求められます。

○条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として活かすことができる条例にする必要があります。そのことをこの前文を通して、子どもたちに伝わる内容の記載が求められます。

○また前文には、子どもを取り巻く環境であり、かつ地域社会の同じ一員である世田谷区とすべての大人の想いや考えなどについても明確に明記し、この条例を制定する決意を表明し、子どもたちが生き生きと生活することが可能となる地域社会の構築(持続可能な社会や環境問題なども含む)を目指すことを盛り込む必要があります。

○以上のことから、前文は、世田谷区と大人の想いを込める部分と、子ども・若者の声を反映しその想いを込める部分(子どもを主語にした文章)をあわせたものにする必要があります。そのために、子ども・若者の声を聴き、また子ども・若者と大人との対話を継続していくことで、子ども・若者自身に前文を考えてもらう機会を設ける必要があります。

第 1 章 総則

条例における「総則」では、条例全体を通して通用される一般的・包括的な規定を記載する必要があります。現行の条例においては、「条例制定の理由」「言葉の意味」「条例の目標」「保護者の務め」「学校の務め」「区民の務め」「事業者の務め」「区の務め」が記載されていますが、当会議では、ここまで提言してきた改正に向けた基本的な考え方をもとにそれぞれの項目について改正に向けた方向性を議論し、整理しました。

（１）条例制定の理由

まず「条例制定の理由」に関しては、今回の改正に向けた基本的な考え方を取り込む形で方向性について検討を行いました。

方向性

- 現行の条例では条例制定の理由として、第 1 条で「この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるもの」と規定されています。今回の改正にあたっては、当初の条例制定の経緯や今回の改正の経緯を踏まえ、「子どもの権利条約」や「日本国憲法」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」に則り、これまでの記載に加えて子どもの権利を尊重する文化及び社会をつくることを明記すべきです。

（２）言葉の意味

次にまず「言葉の意味」に関しては、現行の条例では「子ども」の定義のみにとどまっていますが、条例内で使用される様々な主体の定義も含めて方向性を検討しました。

方向性

- 改正にあたり、使用する言葉（主語）の定義を第 1 章総則に明記し、条文解釈に疑義が生じないように、以下のとおり、整理する必要があると考えます。

「子ども」の定義

方向性

○現行の条例では「『子ども』とは、まだ１８歳になっていないすべての人のことをいいます。」と規定されています。しかし一律で１８歳で区切ること、支援が分断されてしまうことがあるため、１８歳を超えても子どもと同等の子ども施策を受けることが適当である人がいることを念頭に置き、範囲を広げて分かりやすい言葉で定義することが必要であると考えます。一方で、子どもの定義をこれまでより範囲を広げることで、子ども自身の成長発達を妨げることがないよう、条例制定の目的・趣旨で、具体的に１８歳を超えても「子ども」と見なすことができる場合について示す必要があります。例えば、「条例の『子ども』とは、以下の（１）（２）に定めるものとします。」とし、「（１）まだ１８歳になっていないすべての者（２）条例の趣旨を鑑み、前号と同等の権利を認めることが適当と認める者」のような規定であれば年齢による分断が起こらないと考えます。

○ここで言う子どもは、１８歳に達するまでのすべての年齢の子どもが含まれ、一人ひとりの子どもの状況（例えば、外国にルーツのある子ども、障害のある子ども、トラウマを抱えている子ども等）に応じた配慮を通して、等しく子どもの権利が保障されることが求められます。

○また、意見表明が難しい乳幼児も子どもの定義に含まれ、乳幼児期の子どもたちも権利主体であるという認識が重要となります。しかし条文にすると存在が見えにくくなるという懸念があるため、条例全体を通して必要な箇所では乳幼児の存在を強調する必要があると考えます。加えて胎児を子どもに含めるかについては、社会の中でコンセンサスが十分に得られていない状況であると考えられ、条例の中で位置付けるのは時期尚早と判断します。しかし現段階でも胎児の存在についても十分留意すること、さらに今後も継続的に多様な主体との議論を重ねていくことが求められると考えます。

「保護者」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」、「区」の定義

方向性

- 現行の条例では子どもの定義のみの記載となっていますが、条例の幅広い認知・多様な主体への浸透のためには、子どもに関わる様々な主体を明確に定義する必要があると考えます。そのため子どもの定義に限らず、条文で使用する「保護者」、「学校」、「区民」、「区」を整理し、「保護者」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」、「区」を定義する必要があります。重複することもあります。幅広く定義することにより、様々な主体を含むことができると考えます。
- 「地域」については、定義づけが難しく、子どもを含めた多様な主体全てを包む、受け皿のイメージで捉えることが妥当であると考えます。
- 子どもの権利を推進する主要な主体をもれなく表現できる言葉について、検討が必要であるとの議論がありました。地域の中で活動する団体や個人等は「地域」という言葉で定義づけせず、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」の中に含むべきであると考えます。
- 「区民」には世田谷区に住んでいる、世田谷区で学んでいる、世田谷区で活動しているなど、世田谷区に関わるすべての子どもも含まれるものとします。
- 「区」には区長部局だけでなく教育委員会なども含めた全ての執行機関を含まれるものとします。

(3) 条例の目標

現行の条例では、第3条に次のとおり条例の目標が規定されています。

子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。

子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。

子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

この「条例の目標」に関しては、子どもが権利主体であることを前提に改めて方向性を検討しました。

方向性

○現行の条例での目標は大人が子どもに対して「こうあって欲しい」という目標が3つ並んでいると考えます。そのため「1 子ども条例の改正に向けた基本的な考え方」を子どもの目線で書き直すことが必要と考えます。具体的には現行の条文に「思い切り輝かせるようにする。」とありますが、子ども一人ひとりがすでにたくさんの権利を持っていることを示す必要があります。

○条例の目標について検討プロセスなどについて、議論を深めました。前文と同様、目標についても子ども・若者自身に考えてもらう機会を設けることが必要と考えます。

○子ども自身の思いを目標に入れることは非常に重要である一方で、子どもの意見が変わりやすいという点も考慮する必要があります。そのため、大人が子どものことを真剣に考えることを通して、子ども自身が大人や社会から大事にされていることを実感できることが大切であり、こうした常に大切な視点を踏まえ、子ども自身の思いを目標に反映させる必要があります。

○子どもが保護者を含めた多様な人々との日常的な関わりや場面を通じて、「自分の意見を言えて、その意見を受け止めてもらえている」、「自分の意見が尊重されていること」を実感できることを目指すべきと考えます。多様な人々との関わりや対話を重ねながら、子どもが持つ一人ひとりの力が育まれ、まちの一員として、大人とともにまちをつくり、変えていけることが必要です。

○「区民及び団体」や「学校、子どもに関わる施設及び団体」が、子育てや支援等で悩んだ際に、条例が最終的な拠り所、立ち返る原点となることが望ましいと考えます。また子どもの権利が保障されるまちとは、子ども・若者も、大人も、誰もが暮らしやすい世田谷のまちであると考えます。これらのことから、社会情勢や区を取り巻く環境が変わっても、世田谷区や多様な主体が、子どもの権利が保障されるまちの実現に向けて子どもの権利保障に取り組むことができることを目標に取り入れるべきです。条例により、「子ど

もの権利」を保障していく文化と社会をつくっていくことを目標に取り入れる必要があると考えます。

(４)「保護者」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」、「区」の役割、責務

当会議で現条例の第４条から第８条について検討した結果、保護者、学校、区民、事業者、区の「務め」が規定されていますが、特に「保護者の務め」という表現が、子育ての責任を強く保護者に強いている印象を受けるという指摘がありました。子どもの育ちを地域社会全体で保障していく上でこれらの子どもの周囲にいる主体について詳細に明記する必要があることから、第１章の「総則」から、新たな第３章の「子ども・子育てを支え合う地域づくり」に移行したうえで、それぞれの「役割」を具体的に明記する必要があると考えます。

方向性

第３章子ども・子育てを支え合う地域づくりに移行する必要があると考えます。

第2章 子どもの権利

現行の条例では、「子どもの権利条約の4つの一般原則」について明記されていませんが、当会議での議論の中で条例制定、改正の趣旨を鑑みるとこれらの明記は必須であると判断し、第2章「子どもの権利」の新設を提言いたします。

具体的には「子どもの権利条約の精神に則り」や「子どもの権利条約の一般原則」について、前文及び新設第2章「子どもの権利」に記載する必要があると考えます。第3章以降は、子どもの権利を保障するために必要なことをそれぞれ記載していくため、その前提となる権利を第2章で示す必要があります。

また子どもたちに対する様々な調査結果から、世田谷区の子どもたちが直面している課題として、子ども自身が主体的に遊ぶ権利や学ぶ権利等を行使しようと思っても、身近なおとなによって子ども自身が考えて決める余地（スケジュールや時間を含む）を制限され、結果として行使できないという実態があることが明らかとなりました。そのため、当会議では「子どもの権利条約の4つの一般原則」に加え、権利カタログとして、子どもの自由に関わる権利内容（例えば、自分で表現したり決めたり参加する権利と、それらを制限されない権利や条件等）も示す必要があると考え、条例で明記すべき子どもの権利について整理しました。

そして当会議の議論の中では、権利を「保障する」「守る」「尊重する」「実現する」という文言について、どの表現であれば子どもが権利の主体であることを明示する表現なのかという議論が行われましたが、文脈によって使い分けることが適当であるという結論に至ったことを付記しておきます。

（1）子どもの権利条約の一般原則

国連の子どもの権利委員会では、子どもの権利条約における一般原則を示しており、相互に補完し作用するものとされています。

- ・差別の禁止（子どもの権利条約第2条）
- ・子どもの最善の利益（子どもの権利条約第3条）
- ・生命への権利、生存・発達の確保（子どもの権利条約第6条）
- ・子どもの意見の尊重（子どもの権利条約第12条）

この「子どもの権利条約の4つの一般原則」について、改正する条例の中で

どのように記載するのかの検討を行いました。

方向性

- 「子どもの権利条約の4つの一般原則」については、世田谷区の子どもたちにとっても基本となる権利であると考えられ、条例の中で「子どもの権利条約の4つの一般原則」はすべて明記すべきです。

(2) 条例に記載すべき権利

次に「子どもの権利条約の4つの一般原則」以外に、世田谷区の条例として明記すべき権利について議論を行い、方向性について検討を行いました。

区の子どもの現状を踏まえ、特に大切にしたい子どもの権利に関して、権利カタログ（例：遊ぶ、学ぶ、休む権利等の権利）として各条文に規定していく必要があります。また包括的なカテゴリー分けをしつつ、具体的な権利も明記していくことが必要です。

この包括的なカテゴリーに関しては、以下のような考え方をもとに整理しました。

日本国憲法において人が有する権利については、主に「平等権」、「幸福追求権」、「自由権」（国家からの自由）、「社会権」（国家による自由）、「請求権・参政権」（国家への自由）などがあるとされています。この権利を子どもを対象を限定した際には、次のような特徴が現れると考えます。

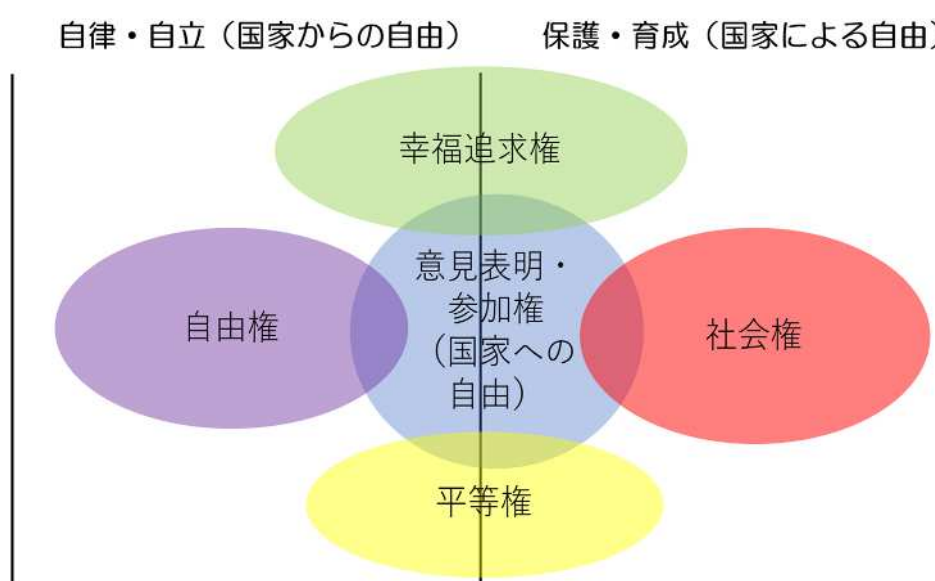
1点目としては、「平等権」と「幸福追求権」は大人と同様に子どもにも認められる権利であると考えられます。子どもの権利条約第2条の「差別の禁止」は「平等権」に該当すると考えられます。

2点目としては、子どもは生まれながらにしての受動的な存在（自ら望んで出生できない）であり、かつ成長発達をする存在として大人からの保護が大人同士の保護よりも必要であるということ、さらに成長発達する存在であるが故に子ども自身が感じる差別感などが時間の経過とともに消失することも多く自ら権利主張することに困難性が伴う点が挙げられます。このことにより、「自由権」に内包される「自由・自律」と、「社会権」に内包される「保護・育成」の間でのディレンマが発生しやすい点があります。子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」や子どもの権利条約第6条「生命への権利・生存・発達の確保」などは「社会権」に該当すると考えられます。

3点目として、本来であれば「自由権」と「社会権」のディレンマを解消すべき「請求権・参政権」（国家への自由）が十分に保障されていない点です。この点に関しては、子どもを権利主体と考えた場合「請求権・参政権」をさら

に促進する権利を最大限認めるべきと考えます。「請求権・参政権」をさらに促進する権利として考えられるのが、「意見表明権」や「参加権」、さらには大人とともに社会変革に向けて協働する権利であると言えます。子どもの権利条約第12条「子どもの意見の尊重」はこれらの「請求権・参政権」をさらに促進する権利と言えます。

これらの子どもの権利の特徴を踏まえ、「平等権」「幸福追求権」「自由権」「社会権」「請求権・参政権（をさらに促進する権利）」をカテゴリーとして分類すべきと考えます。



方向性

- 「平等権」として、「ありのままの自分である権利」を規定する必要があります。具体的には以下のような項目を入れ込むことが必要です。

ありのままという表現については、アイデンティティが確立していない成長途上の子どもたちにとって適切ではないという議論があり、この点については引き続き慎重に検討する必要があります。例「みんなちがってみんないい」

- ・自分らしく生きること、個人の価値観、考えを尊重される権利
- ・人種や肌の色、多様な性、言葉、文化、宗教、考え方、心身の障害など、いかなる理由であっても差別を受けない権利

- 「自由権」として、「自分で自分のことを決める権利」を規定する必要があ

- ります。具体的には以下のような項目を入れ込むことが必要です。
- ・自分の考えを自分で表現し、自己決定する権利
 - ・さまざまな方法で学び、自分らしく成長できる権利
 - ・様々なことに挑戦し失敗をしながらもそこから学びを深めていく権利
 - ・やりたくないことを無理やりやらされない権利
- 「社会権」として、「社会から守られ支援を受ける権利」を規定する必要があります。具体的には以下のような項目を入れ込むことが必要です。
- ・生命や生存、育ちの権利と、それらに必要な生活水準の権利
 - ・気候変動に伴う環境破壊への対策を通して、持続可能な日常や社会を保障される権利
 - ・一人ひとりの子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）を尊重される権利
 - ・虐待、暴力、孤独など辛い状況から救済され、保護される権利（ＳＯＳを出したり、相談できる権利）
- 「幸福追求権」として、「豊かに過ごす権利」を規定する必要があります。具体的には以下のような項目を入れ込むことが必要です。
- ・自分にとって楽しいこと・好きなことをする権利
 - ・思いきり遊ぶことのできる権利と、疲れたときは休息する権利
 - ・必要な情報が公開、提供され、プライバシーが守られる権利
 - ・文化的・芸術的生活への参加、参画する権利
- 「請求権・参政権」をさらに促進する権利として、「意見を表明し対話・活動ができる権利」を規定する必要があります。具体的には以下のような項目を入れ込むことが必要です。
- ・自分の気持ちや思い、意見を多様な主体に対して表明し、対話をする中で協働していく権利
 - ・さまざまな施策を調査し評価・検証していく権利
 - ・地域の様々な活動や機会へ参加、参画する権利

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

現行の条例では第1章に規定されている「保護者の務め（第4条）」「学校の務め（第5条）」「区民の務め（第6条）」「事業者の務め（第7条）」「区の務め（第8条）」について、当会議での議論の中で子どもの権利に関わるいろいろな人や組織の務めの内容として、子どもに関わる職務を遂行したり、子どもの支援に携わったり、子どもと関わる際に、第2章等に規定されている子どもの権利に照らし合わせたり、確かめながら取り組むことが大切であることを示す必要があると判断しました。そのため、これらの子どもに関わる多様な主体の役割等を明記した章として、第3章「子ども・子育てを支え合う地域づくり」の新設を提言いたします。

そしてこの第3章では、第1章で定義づけした「保護者」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」、「区」が、子どもと関わるそれぞれの場所や場面で、第2章の子どもの権利を保障するために実践することを明記していく必要があると考えます。そして子どもも含めた多様な主体が互いに支え合いながら、「子どもにやさしいまち」を構築していくことを明記する必要があります。

「子どもの権利を保障するため」と明記したうえで、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区」については、「責務」という強い文言に修正し、責任の所在を明らかにする必要があります。また現行の条例にある「保護者の務め」という表現が、子育ての責任を強く保護者に強いている印象を受けます。こちらの表現に関しても慎重な議論が必要と考えます。最後に条例が子どもを育てていない区民にとっても、意義のあるものにしていく視点も取り入れる必要があると考えます。

（１）保護者の役割

子どもの生活において最も身近にして、子どもの生活を支える存在、また子どもの主体性を尊重できる存在として、保護者があります。当会議では、条例に記載すべき保護者の役割について議論し、方向性を整理しました。

方向性

○現行の条例では、「保護者の務め（第4条）」という表記になっていますが、日々子育てを頑張っている保護者に対し、「務め」という表現は少し厳しい印象を受けます。それよりも、地域で保護者を支えることにより、保護者の

孤立を防ぎ、子育てをしやすい環境をつくることを後押しするような条文に
する必要があります。子どもが幸せになるためには保護者自身も幸せである
ことが大切であるという考えのもと、子どもと保護者の子育てを支える地域
づくりの視点を取り入れることが求められます。

○子どもにとって家庭は最も身近な日常生活の場であり、衣食住の保障や人間
関係の経験などが保障されていく。子どもの保護者は家庭を通して子どもの
養育の第一義的責任を担うが、そのためには保護者自身が自分の気持ちや意
見を表明し、多くの人の励ましや支えの中で、ゆとりをもって子育てできる
環境を確保していく必要があります。

○上記の通り、「保護者」を支えることの記載は必要です。一方で子どもの健
やかな育ちのために、保護者は子どもにとって最もよいことを第一に考え、
子どもの意見を聞き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長を支える大
切な役割を担うことは明記する必要があります。さらに「保護者」は、自分
の都合で子どもをコントロールしたり、躰と称しても、子どもにひどいこと
をいったり、怒鳴ったり、虐待してはいけないことは、子どもの権利保障の
観点からも強調して記載する必要があると考えます。

（２）学校、子どもに関わる施設及び団体の責務

乳幼児期の子どもであれば「幼稚園」や「保育園」、学齢期の子どもであれ
ば「小学校」「中学校」「高等学校」などが、子どもたちが１日の大部分を過
す場所となり、また子ども同士の集団の中での関わり、保護者以外の大人の関
わりを通して子どもの健やかな育ちを支援する機関となります。

また、現在世田谷区には、子どもの支援に関わる多種多様な団体が存在しま
す。それは社会福祉機関などの専門機関、民生児童委員・保護司などの準専門
職、塾などを含めた民間企業、NPO 法人、町会・自治会、市民団体などになり
ます。これらの多様な団体が子どもの権利についての理解を共有し子どもに関
わっていくことが重要であると考え、条例に記載すべきこのような事業者の責
務について、当会議で議論し方向性を整理しました。

当会議では、これらの学校、子どもに関わる施設及び団体の責務について議
論し、方向性を整理しました。

方向性

○「学校、子どもに関わる施設及び団体」は、子どもが活動する場所であるた

め、子どもの権利を保障すること、子どもの主体性を尊重すること、また権利保障のために区や区民及び団体と連携・協働することを責務として、定義する必要があります。

○子どもの支援に関わる主体として、子ども食堂、民生児童委員、保護司、町内会などは重要な組織団体と考えます。これらの主体が、条例の中で「区民及び団体」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」などの中でどこに区分けされるのか、慎重な議論が必要であると考えます。子どもの権利を推進する主要な主体をもれなく表現できる言葉について、例えば、子どもと関わることが業務そのものである団体については、「学校、子どもに関わる施設及び団体」等と定義し、町会や自治会、市民団体等は、「区民及び団体」に含むなどの検討が必要です。

○子どもの権利保障を推進する主体として、世田谷区の特徴である市民活動（自発的に活動する人々の呼称として市民を用いている）について、区民一般を意味する「区民」と区別して入れてもよいと思われます。その際には、例えば、「子どもNPO」「ボランタリー・アソシエーション」「地域団体・組織」「非営利活動団体（NPO・NGO）」など、さまざまな呼び方があり、引き続き検討が必要であると考えます。

○子どもに関わる全ての区民及び団体には、区や様々な主体と連携・協働して、地域の中で、子どもの権利保障のための活動を推進することが求められることも明記する必要があると考えます。

（３）区民及び団体の役割

子ども達が世田谷区で生活するにあたって地域の中で関わるのは、保護者や学校だけではなく、世田谷区で生活する多様な区民との関わりも多く生じます。「子どもにやさしいまち」を実現するためには、多様な区民及び団体の関わりも重要になると考えます。条例に記載すべきこのような区民及び団体の役割について、当会議で議論し方向性を整理しました。

方向性

○区民及び団体の役割として、地域の中で、子どもと子育て家庭を見守り、ともに住みやすい地域を作っていくという感覚を持ち、特に子どもの権利が保障された地域づくりに努めることを明記する必要があります。

- 区民及び団体には世田谷区に住んでいる、世田谷区で学んでいる、世田谷区で活動しているなど、世田谷区に関わるすべての子ども、これらの子どもたちが参画している団体も含まれます。

（４）区の責務

「子どもにやさしいまち」を実現するためには、子ども施策を計画・推進し、直接的な支援の提供主体でもあり、「保護者」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」等との地域ネットワーク構築に向けた中枢的役割も担う行政機関である区の責務は大きいものであると考えます。条例に記載すべきこのような区の責務について、当会議で議論し方向性を整理しました。

方向性

- 「区」の責務として、子どもの権利を尊重し、子どもの権利を保障することの実現を目指した区の政策を総合的に実施することを、責務として明記する必要があると考えます。
- 「区」は子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくために「保護者」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」と連携・協働し子どもたちへの支援を展開するとともに、これらの主体が子どもの権利をもとにした関わりを支援することも明記する必要があると考えます。
- 「区」は、子どもの権利についての考え方や子ども条例等が、世代を超えて区民に広く知られ、子ども・若者、大人がともに子どもの権利についての理解を深めていけるよう、区民、事業者と協働して、広報・普及啓発に努めることも責務として記載する必要があると考えます。

（５）子どもにやさしいまちづくり

子どもの権利が保障された「子どもにやさしいまち」の実現に向けては、これまで検討してきた多様な主体（「保護者」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」など）が、子どもとともに、互いに尊重し助け合い、対話できる場を構築しながら議論を重ね、「チーム」として活動していくことが求められると考えます。条例に記載すべきこのような地域の中での助け合い

について、当会議で議論し方向性を整理しました。

方向性

○現行の条例第30条で区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。と規定されています。この条例第30条を第3章子ども・子育てを支え合う地域づくりに移行することが望ましいと考えます。

○子どもにとって、さまざまな人と交流できる地域社会は、その生活や育ちにとって欠かすことのできない環境です。したがって、地域で暮らす一人ひとりの区民、団体や組織は、身近にいる子どもや保護者を温かいまなざしで、肯定的に見守り、子どもの最善の利益や育ち、保護者の安心した子育てに積極的に関わり協力していく必要があります。とくに、地域社会において活動する子どもNPOは、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくための拠点であると同時に、子どもや保護者に対する関わり方について区民及び団体のモデルとしてたいへん重要な役割を担っていることを明記することが求められます。区民及び団体の自発的な活動がなされるよう必要な取組を行うだけでなく、継続して活動が行われるよう仕組みを作ることが必要です。

第4章 基本となる政策

子ども・若者施策は、その対象となる子ども・若者自身が、幸せな今を生き、成長していくために、子ども・若者の最善の利益とは何かを中心に考え、保障することです。

現行の条例では、第2章として「基本となる政策」が規されており、第9条から第14条にかけて「健康と環境づくり」、「場の確保など」、「子どもの参加」、「虐待の禁止など」、「いじめへの対応」、「子育てへの支援」が記載されています。今回の条例の改正では、「基本となる政策」を第2章「子どもの権利」第3章「子ども・子育てを支え合う地域づくり」の後の第4章で記載することを提言いたします。

この第4章は、第2章で記載した子どもの権利を保障するため、第3章で記載した子ども・子育てを支え合う地域づくりに対して、果たすべき区の責務について記載するとともに、区だけでなく、大人全員が協力して進めていけるような内容を明記すべきです。

また現行の条例は、記載内容を見ると就学期、小中（高）がメインターゲットとなっている印象を受けます。しかしそれ以外の未就学児や18歳以降の生活基盤の安定等の若者期手前の幅広い捉え方による子どもも対象になるはずであり、条例改正においてはこれらの子どもたちを意識的に記載していく必要があると考えます。

そして現行の第2章における「場の確保」、「子どもの参加」は、子どもの権利を実現するための基本となる政策を示しています。しかしこれらの枠組みは現在においてはさらに広がっていると考えられ、今回の条例改正においては「子どもの居場所づくり」（具体的には、児童館など居場所のネットワークづくり等）、「子ども参加と意見表明」（具体的には、子ども会議、意見形成支援、情報公開、アドボケイト等）、さらに「子どもの権利学習の推進」、「子育て支援」（保護者の養育を支援するためのさまざまな施策等）と整理する必要があります。

さらに現行の条例においては記載のない、子どもの権利を具体化するためのいくつかの政策内容とのすり合わせ、政策を実現するための方針として、関係する部署間や民間団体と連携すること、妊娠期からの切れ目のない支援（若者期も考慮）に留意すること、障害のある子どもなどへの配慮の必要性等についても、盛り込む必要があります。

(1) 子どもの参加と意見の尊重

現行の条例（第 1 1 条）では、「子どもの参加」として「区は子どもが参加する会議をつくるなどして、いろいろな意見を聞き、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。」と規定されていますが、当会議においてはこの 2 0 年間、子どもが参加する会議が十分に機能していたのか、聞き取った意見のフィードバックが出来ていたのかという意見が出されました。このような指摘を踏まえて、条例改正においては「子どもの参加」から「子どもの参加と意見の尊重」に表題を変え、その上で記載内容については意見表明等について具体的な記述をするべきと考えます。

方向性

- 条例改正においては、子ども基本法の施行も契機の一つとして、参加と意見表明の仕組みを今一度明確にする必要があります。様々な機会で様々な子どもの意見を聞く仕組みの（意見形成の支援からフィードバックまで）構築が必要であり、条例において子どもが主体となって子どもが安心して意見を語れる常設の会議体の設置を明記すべきです。
- 常設で子どもの意見を聞いていく仕組みは必要ですが、ただ会議体を設置すればいいわけではないと考えます。令和 5 年度に区が行った子ども・青少年会議では、子どもたちからフィードバックを求める意見が多数ありました。そのため、子どもの声を受けとった後の対応についての記載も求められます。また、意見を言った子どもに責任を求めるようなことや、大人の都合で形式的なものにしないためにも、会議体以外の多様な場面などでの日常的なコミュニケーションの中で継続的・持続的に意見形成が図れる仕組みについての記載が必要です。
- 子どもの多様な意見表明の場として、身近な場所（学校など）や、子どもが過ごすあらゆる場面において、子どもが意見を表明し、参加できる機会を継続的に設ける必要があります。手法についても、アンケートやインターネット等が考えられるため、多様な意見表明の場の確保についても明記すべきです。
- 乳幼児、障害児・医療的ケア児や日本語が母国語でない子ども、さらには人に対して自分の意見を言うことを苦手とする子ども等、多様な意見表明の場

があってもなかなか意見が表明できない子どもも多く存在していると考えます。しかし、そのような子どもたちも必ず自分の気持ちは持っており、その意見は尊重していくべきと考えられます。そのため、保護者や支援者などが様々な工夫をしながらそのような子どもたちの意見を引き出す、言いやすい環境を整える取り組みが必要であると考え、これらの取り組みについても明記すべきと考えます。

- 大人が聞きたいテーマの意見だけを求めるのではなく、どんなことについて意見を伝えたいのかを決めるところから子ども・若者が参加できる仕組みや場所があると良いと考えます。テーマに強く関係する子ども・若者の声を特に聞いていくことが大事であり、そのような仕組みの構築が求められます。

(2) 子どもの居場所づくり

現行の条例（第10条）では、「区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援(しえん)に努めています。2 区は、子どもが個性をのび、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援(しえん)に努めています。」と規定されています。世田谷区においては、現在多種多様な子どもの居場所が創出されており、これらの現状を踏まえて方向性を検討しました。

方向性

- 現行の条例では行政と接点のある居場所のみが対象となっていますが、それ以外の「居場所」についても明記する必要があります。乳幼児から学齢期、青年期に至る様々な年代、さらに多様な状況にある子どもたちにとっての、多種多様な居場所の定義、確保、存続について明記することにより、世田谷区の子ども施策として拡充してきた様々な居場所が、今後も施策として存続できるようにすべきと考えます。スポーツ少年団、子ども食堂、災害時の居場所、インターネット上での居場所などの、日常的には行政と密接に関わっていないような子どもの居場所についても、条例の理念が行き届くような内容とする必要があります。

- 多種多様な居場所がある中でも、子どもの権利を尊重した「子どもの居場所」とは、子どもが安心して過ごせることに加え、子どもの権利の視点から、自由があり、自分らしくいられること、そして、場の一員である実感が持て、意見を伝えようと思えたり、伝えた意見が受けとめられたと感じられ

ること、さらに、自分のことを自分で決められること等の複数の要素を包括的に実現していく必要があります。そのため、条例においてはこれらの「子どもの居場所」に求められる要素について明記する必要があると考えます。

- 「子どもの居場所」に関する国の指針を参考にするとともに、世田谷区の特徴である児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会の議論もふまえ、居場所を定義づけ、またその確保について明記することが必要です。またこれらの「子どもの居場所」の議論においては、大人だけで作る居場所だけではなく、子ども自身が作る居場所の意義も尊重し、子どもと大人が対話をしながらともに居場所を作っていく視点も取り入れる必要があります。

（３）いじめや虐待、貧困、差別等の予防と救済

児童虐待への対応については、世田谷区において児童相談所の新規創設や子ども家庭支援センター・要保護児童対策協議会などとの連携強化、児童虐待防止に向けた普及啓発など、世田谷区内において様々な取り組みが行われています。一方で児童虐待の件数は増加傾向にもあり、現行の条例（第１２条）においても「虐待の禁止」が明確に規定されていますが、現行の規定を残しつつ状況を踏まえて条文のあり方を検討しました。

また、いじめへの対応に関しても、小中学校を中心とした教育機関、教育委員会、せたホッとなどを中心として、現在様々な対応や予防に向けた取り組みが実践されています。現行の条文（第１３条）においても「いじめへの対応」が明確に定義されていますが、現行の規定を残しつつ状況を踏まえて条文のあり方を検討しました。

加えて現行の条例での明記はありませんが、「子どもの貧困」についても社会的な課題として取り上げられており、世田谷区の子ども計画の中でも対策すべき一つとして明確に位置付けられています。この「子どもの貧困」への施策について条文に新たに記載すべきか検討しました。

方向性

- 虐待への対応は、実務や時代に即した文言に修正する必要があります。例えば、現行の条例では「虐待の禁止など」となっていますが、２０年間の取り組みにおいて世田谷区では「虐待の禁止」ということはコンセンサスが十分に取れている状況であると考えます。そのため、児童虐待の発生から対応する事後対応だけではなく、さらに踏み込んで未然に児童虐待が起こらない地

域社会を構築するという意味を込めて「虐待の予防など」という条にすることの検討や、いじめや貧困、ヤングケアラー、教育虐待、社会的に不利な状況な子どもの権利の問題をひとつにまとめた「いじめや虐待、貧困、差別等の予防と救済」などの条を新設することを提案します。

○当会議で実施した世田谷区で生活する様々な子どもたちへのインタビュー調査やアンケート調査の結果から、保護者が子どもの意思に反して過度な勉強を課す教育虐待や、様々な習い事を強いて自由な時間がないといった休む権利の侵害の事例が多いことがわかりました。これらの状況は「心理的虐待」の一種として捉えることができ、新設する「いじめや虐待、貧困、差別等の予防と救済」の中でこれらの教育虐待・休む権利の侵害などについても触れることが求められます。

○いじめについての対応は、実務や時代に即した文言に修正する必要があります。現行の条文（第13条）では、「だれであってもいじめをしてはなりません。」と規定されていますが、例えば、だれであっていじめられない権利があることや、いじめられることなく安心して過ごすことができることを明記したうえで、被害者を守る観点（守秘義務など）からの取り組み等を記述するなどが考えられます。

○「子どもの貧困」についての政策も、条例の中に新たに追記する必要があると考えます。

（４）健康と環境づくり

現行の条例（第9条）では、「区は子どもの環境を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。」と規定されています。社会状況の変化を踏まえて、方向性を検討しました。

方向性

○環境問題、防災や都市開発、持続可能な開発目標、新型コロナウイルスによる行動制限、スマートフォンの普及、過度な競争的な教育環境や、スポーツ等の習い事などの子どもたちを取り巻く環境に急激な変化がありましたが、これらを踏まえ、本条文を変更する必要があるか、前文に総論的に記載することも考慮に入れながら、時代や状況に合わせた子どもの権利に基づく質の

高い生活や学びの環境をどう創出していくか記載内容を検討していくことが求められます。

（５）子どもの権利学習の支援

世田谷区の子どもを対象にした様々な調査において、子どもが「子どもの権利」についての認識が低いことが明らかになっています。また子どもに関わる「保護者」、「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」においても、「子どもの権利」の認識はまだまだ低いものと考えます。そのため、条例改正において新たに「子どもの権利学習の支援」の条文を新設し、世田谷区の政策として明確に推進していくことを提言いたします。

方向性

- 子どもが本来持っている自分自身の権利について理解し、安心して意見を言える環境で過ごせるよう、保育園・幼稚園・学校や児童館でそれぞれの年齢や成長発達に応じた子どもの権利学習が必要であり、子どもの権利学習を推進していくために条例でこのことを明記すべきであると考えます。
- 子どもに対して権利学習を行うにあたっては、保育園・幼稚園・学校教員や区職員、子どもに関わる施設職員等も子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるよう支援する必要がある、このことも区の政策として条文で明記すべきです。
- 子どもによる子どもの権利についての自主的な学習に対しての支援に努めることが必要です。

（６）子育て支援ネットワークの形成

子どもに関わる主体として、「保護者」、「区民及び団体」、「子どもに関わる施設及び団体」、「区」など多くの主体が存在します。また世田谷区の特徴として「区民及び団体」が中心となって活動している活動体が多くあることが挙げられます。第３章で提言した「子ども・子育てを支え合う地域づくり」の通り、これらの多様な主体が子どもとともに対話し、子どもの権利に基づいた活動ができるように、子育て支援ネットワークを強化していく必要があると考え

ます。この子育て支援ネットワークの中核的な役割を果たすのは「区」の役割であると考え、「子育て支援ネットワークの形成」などの条文を新設し、世田谷区の政策として明確に推進していくことを提言いたします。

方向性

- 子どもの権利が保障された「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、行政と地域の支援者のネットワークづくりが必要であると考えます。行政が中核的な役割を持ちながら子育て支援ネットワークを構築し、多様な主体による地域活動で生じる様々な壁を解消し、「子どもにやさしいまち」で育った子どもたちが次の担い手になる環境を作ることが求められており、条例において規定することが必要と考えます。
- 「子どもにやさしいまち」の実現においては、子どもにとって一番身近な存在である保護者にとっても「子育てしやすいまち」である必要があると考えます。区民も含めた多様な主体による子育て支援ネットワークによって保護者の子育て力をアップできるような手助けができる体制が求められています。

（７）人材育成

世田谷区で子どもに関わる支援者や区民も多様であり、かつ人材不足の側面もあります。子どもに関わる支援者や区民を育成していくことは、「子どもにやさしいまち」を作る上でも重要な課題であると考え、人材育成を区の政策として明記する必要があると考えます。現行の条例には、人材育成の条文がありません。条例の理念を実践していくためには担い手となる人材の育成や循環は必須であることから、条を新設し、区の政策として継続的に育成することを明記することが必要です。

方向性

- 子どもの権利が保障される「子どもにやさしいまち」を実現するためには、子どもに関わる支援者や区民が、子どもの意見形成、意見表明をサポートできることが求められると考えます。そのため、人材育成においてはこのような意見表明権を尊重して子どもに関わる大人や若者の人材育成が必要であり、これらのことを条文で明記する必要があると考えます。

(8) 広報・普及啓発

子どもの権利を保障する「子どもにやさしいまち」を目指すためには、条例を子どもも含めた多様な主体に周知していくことが求められ、この子どもの権利に関する広報・普及啓発は区が主体となって政策的に進めていく必要があると考えます。このことを踏まえて、この条文についてのあり方を検討しました。

方向性

- 現行の条例では、31条「啓発」に「区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。」と規定されています。この「啓発」の条文を「広報・普及啓発」という名称に変更し、さらに明確に区の政策に位置付けるため第4章基本となる政策に移行し、この条例の存在と理念を広めることを区の重要な政策として捉え条文に明記していくことが必要です。
- 当会議で実施した小中学生アンケートの結果では、「子ども条例」の認知度が低く、子どもの権利や子ども条例に関する広報、普及啓発に関して、子ども・若者に分かりやすく届いていない実態があることが明らかとなり、子ども・青少年会議でも同様の意見がありました。乳幼児も含めた子どもたちに対する広報・普及啓発について様々な工夫をしながら（紙芝居、SNS活用、視覚化など）さらに充実させることを明記する必要があると考えます。
- 広報、普及、啓発については、子どもに対してだけでは不十分であり、大人への働きかけも必要であるため、基本となる政策に盛り込み、より一層取り組むことを条例に明記していく必要があります。
- 子どもの権利条約が採択された日が11月20日であることから、11月に「世田谷区子ども権利月間」や「子どもの権利の日」を設け、区内で官民連携の事業を実施する等して、子どもの権利や子ども条例の普及・啓発を行い、すべての世代を対象に気運の醸成に取り組むことを明記する必要があります。

第5章 子どもの権利擁護

現行の条例では、第3章「子どもの人権擁護」として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下、「擁護委員」とする。）について規定されています。第15条から第24条にかけて、「擁護委員の設置」「擁護委員の仕事」「擁護委員の務めなど」「擁護委員への協力」「相談と申立て」「調査と調整」「要請と意見など」「見守りなどの支援」「活動の報告と公表」「擁護委員の庶務など」が記載されています。今回の条例改正では、これらの世田谷区子どもの人権擁護機関（通称：せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと））に関する規定について第5章で記載することを提言いたします。

「せたホッと」は平成25年に設立され、これまで数多くの子どもに寄り添った個別救済活動や広報啓発活動などを実施してきました。約10年にわたり、子どもの最善の利益を第一に考慮して活動し、子どもの希望を受け、学校や関係機関にも数多く訪問し、解決にあたってきました。さまざまな成果がありました。一方、課題が浮かび上がっていることも事実です。

これらの課題について、今回当会議に対して「せたホッと」から意見書が提出されています（別紙参照）。当会議としては、この意見書をもとにしながら、過去の各条文が作られた背景などの経緯を踏まえ、またこれまで「せたホッと」が大事にしてきたこと・課題に対する意見を最大限尊重して、今回の条例改正における条文を検討していく必要があると考えます。

また本来、当会議での検討の範疇は超えると考えられますが、現在の「せたホッと」の課題については、条例の条文だけで解決できるものではなく、条例規則や区の規程、組織体制、業務上の課題など多岐にわたっています。このことから、これらの課題の改善に向けた区と「せたホッと」での話し合いを早急に進めたいこと、今回の条例改正に向けた話し合いだけでなく、せたホッとのある方については今後も永続的に区が対話の機会を設けながら、よりよいあり方に向けて検討していくことを要望いたします。

また、今回の条例改正では、世田谷区で「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指しています。社会情勢や区を取り巻く環境が変わっても、子どもの権利保障に取り組む際の指針となる普遍的な理念とするため、条例の名称に「権利」の文言を含めることについて、前述にお示ししています。さらに、「子どもの権利」には、大人と同じ「人権＝人間としての権利」だけでなく、子ども期特有の権利（例：遊ぶ権利）も含まれることから、「擁護す

る＝まもる」の対象、事象をより明確化するため、現行の条例第３章の名称「子どもの人権擁護」という言葉についても、「子どもの権利擁護」という言葉に改めることが望ましいと考えます。

（１）擁護委員と相談・調査専門員

現行の条例では、第１５条第１項において擁護委員の設置、第１５条第２項において擁護委員の人数、第２４条第２項において擁護委員を補佐する職員として相談・調査専門員の配置が規定されています。

意見書では、擁護委員の独立性の尊重を明記してほしいこと、新規相談件数や総活動回数が増加し、アウトリーチ活動や普及啓発活動のさらなる充実が課題となっているが、マンパワー不足が指摘されています。加えて、現行の条例において「擁護委員を補佐する」と規定されている相談・調査専門員が、個別的な相談業務や普及啓発活動など「擁護委員を補佐する」だけではなく、主体的な擁護活動を担っており、現行の条例の規定にそぐわないとの指摘もあります。

「令和４年度せたホッと子どもサポート活動報告書」によれば、平成２５年度の新規相談件数が１３２件（９か月分実績）、平成２６年度は２１９件であったのに対して、令和４年度は３６７件まで増えてきていることが確認できます。

これらの状況を踏まえて、今後の条例改正の方向性を検討しました。

方向性

- 相談件数が年々増加してきていることは、今般区が実施した小・中学生アンケートでも分かるとおり、子どもたちの間で「せたホッと」の認知度が上がってきていることも強く影響していると考えます。一方で、現体制のままアウトリーチ活動を実施し、今後さらなる普及広報活動を充実しようとするれば、マンパワー不足も予想されます。世田谷区は「せたホッと」の体制強化についての現実的な可能性を明らかにし、それに伴い現条例における擁護委員の立場や人数、相談・調査専門員の位置付けなどの改正を検討すべきです。

（２）区執行機関との関係性、関係機関等への調査と政策提言

現行の条例では、第１８条第１項において「区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません」、第１８条第２項において「保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません」と規定されており、擁護委員と区、保護者、区民、事業者などとの協力関係について明記されています。第２１条においては要請並びに意見を受けた場合の区と教育委員会の対応についても規定されています。

意見書では、協力規定に関して区の中でも区長部局に留まらず教育委員会や

その他のすべての執行機関を明記するよう要望が出されています。また、協力の範囲についても議論の必要性が述べられています。また関係機関に対する調査について、現行の条例においては個別相談をもとにした調査が規定されていますが、個別相談による調査のみならず、制度のモニタリングを目的とした調査についても機能として拡充し、制度改善につなげていきたいとの要望が出されています。

これらの意見をもとに、今後の条例改正の方向性を検討しました。

方向性

- 現行の条例第 18 条第 1 項に規定されている擁護委員と区との協力関係の明記については、引き続き規定すべきものと考えます。この「区」とは、区長部局だけでなく教育委員会なども含めた全ての執行機関を含むことについては、条例に使用する用語の定義として第 1 章総則で定めるほか、第 5 章でも再掲するよう要望します。「協力」の範囲については、条例にどのように明文化できるのかを考えていくことを要望します。
- 制度改善を目的としたモニタリング調査についても検討を行い、条例にどのように明文化するのかを考えていくことを要望します。

(3) 申立て制度のあり方

現行の条例では、第 19 条において「相談と申立て」について規定されており、この中で子どもは擁護委員に対して自らの侵害を取り除くための申立てができるとされています。

せたホッとからの意見書では、子どもの「申立てをする権利」の確保は重要であるものの、第 19 条における申立て制度の利用がなくとも相談の中で実態的に調査が行われることが多いこと、子どもから申立があった場合に擁護委員の判断による調査の中止が限定的にしか認められていないこと、また第 20 条で規定されている擁護委員の判断による調査が子ども又はその保護者の同意が必要となっていることなどについて、課題があると指摘されています。

これらの意見をもとに、今後の条例改正の方向性を検討しました。

方向性

- 子どもの「申立てをする権利」については、子どもが有する権利として明記する必要性が高いと考えられますので、引き続き条文にて規定すべきと考えます。

- せたホツとから提出された申立て制度の課題に関しては、条例規則や区の規程、組織体制、業務上の課題などとの関連性が高いと考えます。このことから、早急に区とせたホツとでの話し合いを早急に進めていただき、条文においてどの点を落とし込んでいくのかを考えていくことを要望します。

第5章 別紙

【せたホッとからの意見】

1 体制の強化

- ・新規相談件数、擁護委員や相談・調査専門員の総活動回数は高位で推移し、相談件数も依然として多い傾向が続いている。今後、アウトリーチ活動として、児童館や青少年交流センターに出向いて出前の出張相談等を行うべきと考えているが、マンパワーが不足しており、取り組みが後回しになっている現状がある。さらに、普及啓発活動の充実が大きな課題となっていることから、新たに子どもの権利学習の実施（子ども向け、大人等支援者向け）も予定しており、現状の体制をさらに強化していく必要がある。このような観点から、擁護委員や相談・調査専門員の増員に向けて、今後さらなる検討が必要である。

2 相談・調査専門員の位置づけ

- ・現行の条例では、相談・調査専門員は擁護委員の仕事を補佐することしか記載されていない。擁護委員と関係機関を訪問する個別救済活動に留まらず、相談・調査専門員一人ひとりが個々に相談を受け付け、解決に結びつけているケースが多い。また、活動報告書や広報誌の作成、区民まつりや児童館まつり等の行事にも参加し、普及啓発活動の一端を担っている。相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども、区民、子どもに関する施設の関係者などからの相談に応じ、必要に応じてその内容を擁護委員に報告し、共に活動するなど、幅広く子どもの人権擁護活動に従事していることから、現状に合った役割分担の明確化と位置づけが必要である。

3 区執行機関における擁護委員の仕事への協力義務の明確化

- ・現行の条例では、区は擁護委員の仕事に協力しなければならないとされているが、区長部局だけでなく教育委員会なども含めた全ての執行機関を含むことを明示し、オール世田谷区で擁護委員の活動に協力する体制が必要である。

なお、協力の範囲の明確化については、今後、さらに議論を重ねていく必要がある。

4 申立て制度のあり方

- ・従来、世田谷区の子どもの人権擁護機関は、「相談の範囲内」で必要な助言を行い、関係機関に出向くなどの支援をすることが多い。実際、申立ては、

調査を実施するにあたっての必要な手続きとなっているが、擁護委員や相談・調査専門員が、相談者の気持ちに寄り添い、調査に至る前の「相談」の段階で丁寧に対応し、関係機関との「相談の中での調整」により、解決に導いている。現行の条例においても、相談者による申立てに基づく調査の仕組みを整えており、相談者が活用できる制度として、相談者の「申立てをする権利」の確保は重要であると考えます。もっとも、申立てがあったとしても、調査を行うべきではないと擁護委員が判断した場合でも、調査を行わないことが可能な場合は極めて限定的にしか認められておらず、擁護委員が調査をしない裁量の範囲を常識的範囲で拡大すべきである。なお、擁護委員が自ら必要と判断した事案についての調査は、権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得ることとされているが、これでは事実上、申立てがあったときにのみ調査を行うことと変わりはない。同意ではなく通知とするなど、擁護委員の裁量で調査を行うことができる場合を拡大すべきである。

5 関係機関等への調査のあり方と政策提言

- ・現行の条例では、子どもの権利の侵害があった場合に申立てを受けて調査をし、必要に応じて関係機関などに要請をしたり、意見を述べるができる。これらの個別の相談を元にした調査だけでなく、広くモニタリングを目的とした調査を行って制度自体の問題点を明らかにし、制度改善につなげていくことが可能となる機能を「せたホッと」が持つ必要性がある。今後、他自治体の事例も参考に、擁護委員が特に調査の必要があると認めるときは、目的と効果、区の施策との整合などを十分に検討した上で、子どもの権利に関する事案について広くモニタリング調査を実施し、政策提言を行うことができることが望ましい。

なお、区の施策との整合性を検討する際、区や教育委員会との事前協議なども含め、今後さらなる検討が必要である。

6 独立性

- ・擁護委員の独立性の尊重について、条例に明記することを含めて検討する。

第 6 章 推進計画・推進体制・評価検証

現行の条例は、第 4 章「推進計画と評価」、第 5 章「推進体制など」という構成になっています。当会議では、関連性が高いことから、条例改正を機にこれらをひとつの章にまとめ、内容を整理するべきと考えました。具体的には第 6 章として「推進計画・推進体制・評価検証」を新設することを提言いたします。この「推進計画・推進体制・評価検証」においては、子どもの権利に関わる P D C A サイクル全てに、その施策の対象となる子どもが参画できる仕組みが求められます。

そしてこの中でも様々な子どもに対する施策を、「評価検証」し子どもにとってよりよい改善に繋げていくことが重要であると考えます。この「評価検証」する主体について、世田谷区では子どもの権利を考え、救済する第三者機関としてすでに「せたホッと」があり、活動後に作成する報告書において自己評価・検証し、区長、教育委員会、区民に対して活動報告を行うことにより、評価を受けています。

当会議では評価検証機関として「せたホッと」の活用も検討しましたが、「せたホッと」は地方自治法に基づく附属機関として設置しており、「せたホッと」の活動もまた、区の子どもの権利保障の仕組みの中の一つです。このことから、「評価検証」は「せたホッと」も含めた現在ある区の機関が担うのではなく、新たに区から独立して「評価検証」を行う第三者機関として「子どもの権利委員会」を立ち上げることを提言いたします。

（１）推進計画

推進計画は、子どもの権利が保障された「子どもにやさしいまち」を構築するにあたり、すべての主体が参画しともに推進していくにあたって根幹となる計画であると考えます。またその計画においては、当事者である子どもの参画が欠かすことができません。その点を考慮し、推進計画について方向性に関して議論を行い整理しました。

方向性

○現行の条文は、第 25 条で「区長は、子どもについての政策を進めていくため、基本となる計画（推進計画）をつくること。区民の意見が生かされるよう努めなければならないこと。すみやかに公表すること。」の 3 点が

規定されています。この推進計画の策定にあたっては、その中心には当事者である子どもがいるべきであると考えます。そのため、この「区民」の表現について当事者である子どもも含まれていることを明記すべきです。

（２）推進体制

現行の条文では、第２７条で「区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。」と規定されています。

方向性

- 現行の条文を継続することが妥当と考えます。

（３）評価検証

評価検証は、すでに記載したとおり子どもの権利が保障された「子どもにやさしいまち」を実現するために、すべての取り組みを点検し見直し、新たな取り組みに繋げていくために重要な役割を持ちます。この評価検証には、客観性や独立性が求められると同時に、計画と同様当事者である子どもの参画も必須となります。その点を考慮し、評価検証について方向性に関して議論を行い整理しました。

方向性

- 現行の条文では、第２６条「評価」にて「区長は、推進計画に沿って行った結果について評価すること。評価をするときは、区民の意見が活かされるよう努めなければならないこと。すみやかにその評価の内容を公表すること」の３点が規定されています。この中で評価検証を行う主体はどこののか、また評価検証にあたって当事者である子どもも含まれていることを明記すべきです。

- 先に述べた新たに設置する子どもの権利委員会での評価・検証には、独立性の担保が重要です。設置しても、形骸化させないことが重要であり、最も大事な機関となるため、区や対象となる事業に対して、忖度をさせない仕組みが必要です。権利委員会の委員は、区の政策、施策を熟知したものでなければ評価が難しく、専門性が求められると考えます。

○子どもの権利委員会は、アンケート実施や子どもなどへのヒアリングを実施し、子どもの声も反映させた評価・検証を行うことが求められます。子どもの権利の広がりや深まりをモニタリングし、検証できるよう、定期的且つ継続的に調査データを取り、その結果を公表する取り組みが求められます。また、その結果を、区民の地域活動などを含めた様々な機関が活用できるようにすることも求められ、これらの事項を条文に明記することが必要です。さらに、子どもの声を代弁する、子どもと関わる専門職のヒアリング、モニタリングもしっかりと行う必要があり、これらの機能の明記も必要であると考えます。

○評価・検証には専門的な視点だけでなく、その施策の対象となる区民の視点も重要であり、とりわけ、当事者である子どもが評価に加わる大切で、アンケートやヒアリングを実施する際には、事前に子どもに意見を聴くなどし、声をあげにくい子どもへの工夫や配慮を行いながら量的調査と質的調査の両面から子どもの声を聴き、子どもたちへのフィードバックも含めたプロセスを循環させる必要があります。

○子どもと大人という2極構造にならないよう、大学生世代や若者たちも参加するなど、一体となって評価検証を行うことが求められます。

(4) 雇い主の協力

○現行の条文では 雇(やと)い主は、職場が従業員の子育てに配慮(はいりょ)したものであるよう努めていくものとします。

2 雇(やと)い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮(はいりょ)するよう努めていくものとします。と規定されています。

方向性

「学校、子どもに関わる施設及び団体」、「区民及び団体」の定義、役割の中で文言整理が可能か検討する必要があり、従業員としての子どもを不適切な労働から守る役割についても記載が必要です。文言整理の結果、現在の条を削除する可能性もあることを付記します。

5 世子若第 5 1 0 号

令和 5 年 9 月 1 1 日

世田谷区子ども・子育て会議 様

世田谷区長 保坂 展人



「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について（諮問）

世田谷区子ども・子育て会議条例（平成 2 6 年 9 月条例第 3 6 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について

2 諮問理由

世田谷区はこれまで、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、世田谷区子ども条例に基づき、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」の設置や「子ども・子育て応援都市宣言」の発布、児童相談所の設置を行うなど、子ども・子育てにかかる支援を前進させてきました。

しかしながら、児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状があります。令和 4 年度に世田谷区子ども・子育て会議から提出された「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」の提言も鑑み、今一度、子どもや若者の参加のもと、区議会、区民の意見を伺いながら広く条例改正の議論が必要であると判断しました。

そこで、「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について諮問いたします。

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日
条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号
平成26年3月7日条例第14号
令和2年3月4日条例第11号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本となる政策（第9条—第14条）
- 第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）
- 第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）
- 第5章 推進体制など（第27条—第31条）
- 第6章 雑則（第32条）
- 附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- （1） 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- （2） 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- （3） 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

（区民の務め）

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

（事業者の務め）

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

（区の務め）

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡を取り、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要

なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事を

しなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども(次に定めるものとします。) は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1) 区内に住所を有する子ども

(2) 区内にある事業所で働いている子ども

(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子ど

もの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計

画」といいます。)をつくります。

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

世田谷区子ども・子育て会議 同子どもの権利部会 委員名簿

世田谷区子ども・子育て会議 委員名簿

学識経験者

50 音順、敬称略

No	氏名	所属
1	猪熊 弘子	駒沢女子短期大学 教授
2	加藤 悦雄 委員長	大妻女子大学 教授
3	久保田 純 〇副委員長	日本大学 准教授
4	佐藤 亜樹	東洋大学 准教授
5	西 智子	元 日本女子大学 特任教授 世田谷区乳幼児教育アドバイザー
6	林 大介	浦和大学 准教授
7	半田 勝久	日本体育大学 准教授
8	米原 立将	流通経済大学 准教授

区民・事業者・団体等

50 音順、敬称略

No	氏名	所属
1	安藤 毅	公募区民委員
2	石井 俊子	東京都認証保育所協会世田谷地区
3	奥村 明日	公募区民委員
4	加藤 剛	NPO 法人せたがや子育てネット 理事
5	金子 永美子	世田谷区私立幼稚園 PTA 連合会
6	金子 貴昭	世田谷区私立幼稚園協会 副理事長
7	川浪 公子	世田谷区立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会 会長
8	小嶋 泰輔	世田谷区民間保育園連盟
9	三瓶 七重	砧地域子育て支援コーディネーター きぬたまの家
10	高橋 直之	児童養護施設 東京育成園 園長
11	橋本 典明	公募区民委員

世田谷区子ども・子育て会議 子どもの権利部会 委員名簿

学識経験者

50 音順、敬称略

No	氏名	所属
1	猪熊 弘子	駒沢女子短期大学 教授
2	奥村 明日	公募区民委員
3	加藤 悦雄	大妻女子大学 教授
4	久保田 純 部会長	日本大学 准教授
5	三瓶 七重	砧地域子育て支援コーディネーター きぬたまの家
6	高橋 直之	児童養護施設 東京育成園 園長
7	橋本 典明	公募区民委員
8	林 大介	浦和大学 准教授
9	半田 勝久	日本体育大学 准教授

区の出席管理職及び機関

所属順

No	氏名	所属
1	松本 幸夫	子ども・若者部長
2	嶋津 武則	子ども・若者支援課長
3	寺西 直樹	児童課長
4	瀬川 卓良	子ども家庭課長
5	木田 良徳	児童相談支援課長
6	伊藤 祐二	保育課長
7	松岡 敏幸	保育認定・調整課長
8	渡邊 祐士	児童施策推進担当副参事
9	小林 清美	保育の質向上担当副参事
10	大里 貴代美	保育の質向上担当副参事
11	本田 博昭	乳幼児教育・保育支援課長
12	宮川 善章	障害施策推進課長
13	井上 徳広	教育総務課長
14	井元 章二	学校経営・教育支援担当副参事
15	安部 芳絵	子どもの人権擁護委員

子どもの権利部会開催状況

	日時	議事内容
第 1 回	令和 5 年 9 月 22 日 (金)	・「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」の提言を踏まえた論点整理
第 2 回	10 月 18 日 (水)	
第 3 回	11 月 6 日 (月) (小委員会との合同開催)	・小委員会からの意見発表 ・意見交換
第 4 回	12 月 15 日 (金)	・小学生 ¹ ・中学生 ² 調査(速報値)及子ども・若者の声ポスト(インターネットアンケート) ³ の結果 ・条例改正に向けた答申について
第 5 回	令和 6 年 1 月 11 日 (木)	・子ども ⁴ へのヒアリング結果 ・条例改正に向けた答申(たたき台)について
第 6 回	1 月 31 日(水) (小委員会との合同開催)	・条例改正に向けた答申について
第 7 回	2 月 29 日(木)	・条例改正に向けた答申の内容確認

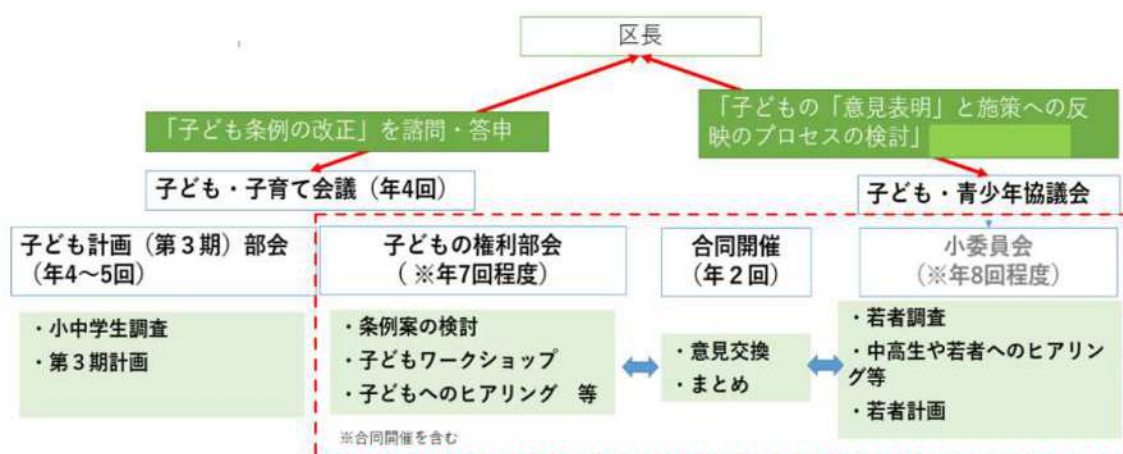
1 区立小学校に通う 1 年生～ 6 年生

2 区内在住の 1 年生～ 3 年生

3 区内在住・在学・在勤の小学校 1 年生から 29 歳の子ども・若者

4 未就学児、日本語が母国語ではない子ども、障害のある子ども、児童養護施設にいる子ども

参考 検討体制イメージ図



子ども・若者への意見聴取実施概要

1 子ども・青少年会議

(1) 対象

区内在住・在学・在勤の小学校1年生～高校生世代の方

(2) 概要

	日時・場所・参加人数	会議内容
第1回	令和5年10月14日 13:30～16:30 希望丘青少年交流センター 17名	「子どものけんり なんでやねん！すごろく」・日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」(中学生・高校生世代対象)をテーマに意見を出し合う
第2回	令和5年11月18日 13:30～15:30 若林児童館 19名	「子どものけんり なんでやねん！すごろく」・日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」(小学生対象)をテーマに意見を出し合う
第3回	令和5年12月9日 13:30～16:30 玉川台区民センター 26名	「みんなのなんでやねんと子どもの権利条約」(講義) 「なんでやねんを解決するために、自分たちでできること・世田谷区への提案」のまとめ
第4回	令和6年1月20日 13:30～16:30 北沢タウンホール 22名	第1回目から第3回目までの内容をふまえ、世田谷区の次期計画や子ども条例に反映して欲しいこと、「こんなまちになってほしい」という世田谷区への提言

2 小学生・中学生調査

(1) 対象

小学生低学年:区立小学校に通う児童 1,519人(5校)

小学生高学年:区立小学校に通う児童 1,533人(5校)

中学生 :世田谷区に居住する12～14歳の子ども 各年齢1,000人ずつ計3,000人

(2) 調査方法

小学生:調査依頼文のみ学校を通じて配布・インターネットによる回答

中学生:調査依頼文のみ郵送配布・インターネットによる回答

(3) 調査時期

令和5年10月2日(月)～10月23日(月)

(4) 回収数(回収率)

小学生低学年: 743 (48.9%)

中学生高学年: 717 (46.8%)

中学生 : 809 (27.0%)

3 若者調査

3 - 1 若者アンケート(無作為抽出)

(1) 対象

令和5年4月1日現在、世田谷区に住民登録がある15～29歳の若者のうち、住民基本台帳から無作為抽出した6,000人

(2) 調査方法

調査依頼文を郵送配布 インターネットによる Web 回答

(3) 調査時期

令和5年11月15日(水)～12月6日(水)

(4) 回収数(回収率)

875 (14.6%)

3 - 2 アンケート調査(若者施設利用者等)

(1) 対象

世田谷区の主要な若者施設・団体等を利用している若者 500人

(2) 調査方法

調査依頼文を施設・団体16施設にて配布 インターネットによる Web 回答

(3) 調査時期

令和5年11月15日(水)～12月6日(水)

(4) 回収数

172

3 - 3 若者ヒアリング(若者施設利用者等)

(1) 対象

世田谷区の主要な若者施設・団体等を利用している若者、及び施設・団体等を運営している職員(以下、「支援者」という。)

対象施設: 19施設

(2) 調査方法

子ども・青少年協議会委員1名、区職員1名、記録作成者として調査機関1名が現地に伺い、対面で実施した。なお、若者、支援者は別々にヒアリングを実施した。

(3) 調査時期

令和5年10月26日(木)～11月29日(水)

(4) 回答者数

若者 47 名、支援者 19 名

4 子どもヒアリング

(1) 対象

日本語が母国語でない子、障害のある子、児童養護施設で生活をする子、未就学児

対象施設: 4 種別、5 施設

(2) 調査方法

区職員、子どもの権利部会委員が現地に伺い、対面で実施した。なお、質問形式や内容は、対象者に合わせ対応をした。

(3) 調査時期

令和 5 年 12 月 18 日(月)・12 月 22 日(金)・12 月 27 日(水)

(4) 回答者数

子ども 24 名

5 子どもの声ポスト

(1) 対象

区内在住・在学・在勤の小学校 1 年生～29 歳の方

(2) 調査方法

インターネットアンケート(LoGo フォーム)

(3) 調査時期

令和 5 年 11 月 20 日(月)～12 月 8 日(金)

(4) 回答数

103 件